

# 輸入者のための 関税評価セミナー

輸入貨物代金とは別に、買手により負担される加算要素  
(無償提供費用等)の取扱いについて



平成26年1月21日  
東京税関業務部  
首席関税評価官

# 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 関税評価制度の概要 .....                | 1  |
| 1．関税評価                         |    |
| 2．評価申告                         |    |
| 3．課税価格の決定方法                    |    |
| <br>                           |    |
| 原則的な課税価格の決定方法 .....            | 3  |
| 1．輸入貨物の課税価格                    |    |
| 2．加算要素                         |    |
| <br>                           |    |
| 加算要素に係る取引事例 .....              | 6  |
| 事例1：仲介業務を行う者に対して支払う手数料         |    |
| 事例2：輸出国における輸入貨物の仕分け・梱包費用       |    |
| 事例3：輸入貨物の原材料の調達に係る手数料          |    |
| 事例4：部品の製造に使用するため無償提供した金型費用     |    |
| 事例5：買手が取得価格の半額で有償提供する部分品の費用    |    |
| 事例6：輸入貨物の生産に使用する機械に輸出国で課された関税  |    |
| 事例7：輸入貨物の製造に使用するため無償提供した技術開発費用 |    |
| 事例8：商標権者である売手に支払うロイヤルティ        |    |
| <br>                           |    |
| 〔参考資料〕                         |    |
| 税関ホームページ .....                 | 10 |
| 輸入（納税）申告における留意事項 .....         | 11 |
| 事前教示に関する照会書 .....              | 12 |
| 評価申告書の記載例 .....                | 14 |
| ・金型無償提供                        |    |
| ・商標使用料                         |    |
| ・一括加算を希望する場合                   |    |
| 一括加算の取扱い .....                 | 18 |

# 関税評価制度の概要

## 1. 関税評価

「関税評価」とは、価格を課税標準として関税が課される輸入貨物について、その課税標準となる価格（これを「課税価格」といいます。）を、法令の規定に基づいて計算・決定することをいいます。

我が国の関税評価制度については、関税定率法（以下「定率法」という。）第4条から第4条の9までに規定されています。

## 2. 評価申告 [ 関税法施行令第4条第1項、第4条の2第1項 ]

「評価申告」とは、関税の納税申告の一環として行う、輸入貨物の課税価格の計算に係る事項についての申告をいいます。

## 3. 課税価格の決定方法

(1) 原則的な課税価格の決定方法 [ 定率法第4条第1項 ]

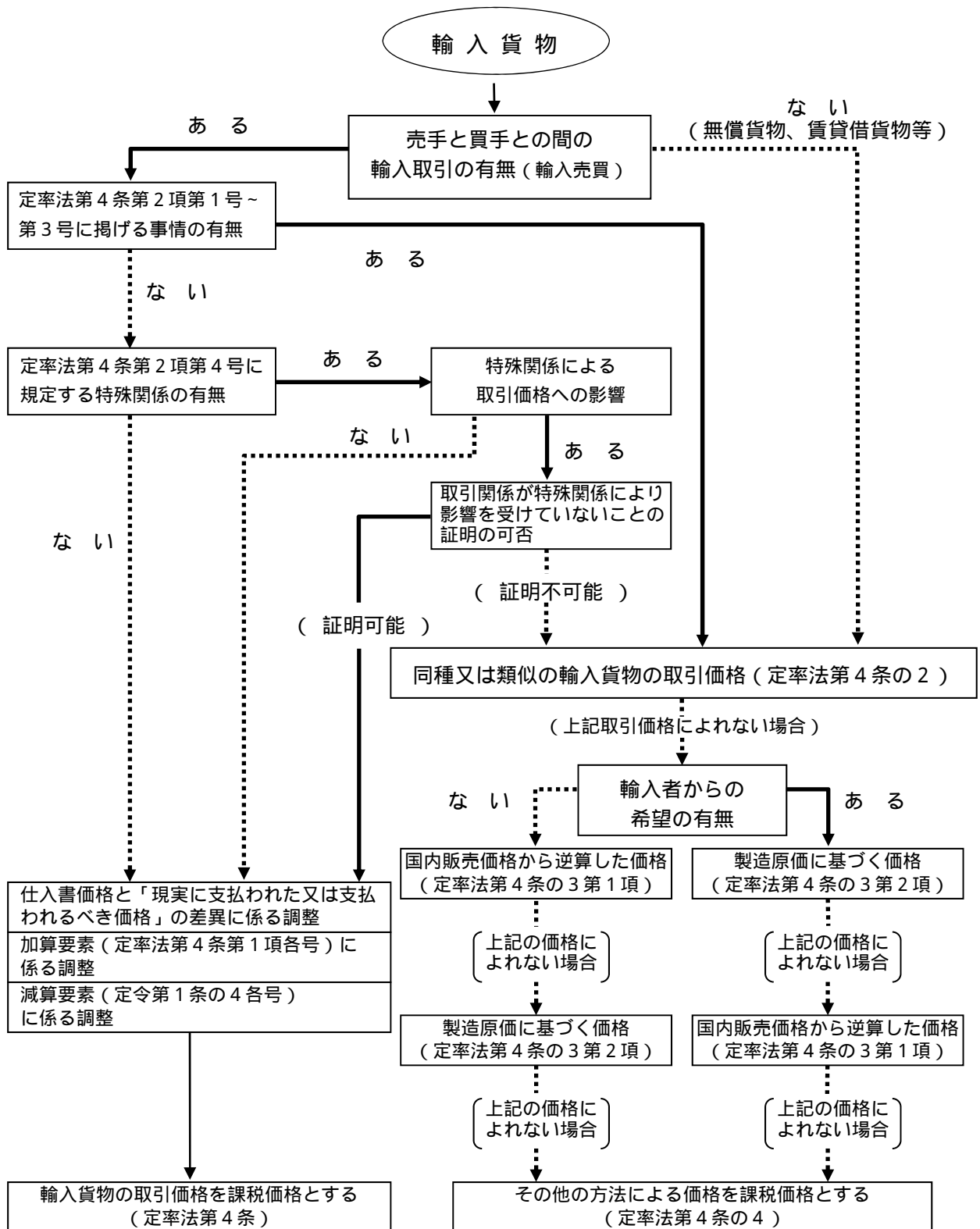
(2) 原則的な方法によらない場合の課税価格の決定方法

無償貨物などの輸入取引（輸入売買）によらない輸入貨物や、輸入取引による貨物であっても、定率法第4条第2項に定める特別な事情がある貨物は、次の方法により課税価格を計算することになります。

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 同種又は類似の貨物の取引価格による方法 | [ 定率法第4条の2 ]    |
| 国内販売価格に基づく方法        | [ 定率法第4条の3第1項 ] |
| 製造原価に基づく方法          | [ 定率法第4条の3第2項 ] |
| その他の方法により計算される方法    | [ 定率法第4条の4 ]    |

# 課税価格の決定方法

課税価格の決定方法を分かり易く図示すると、次のとおりです。



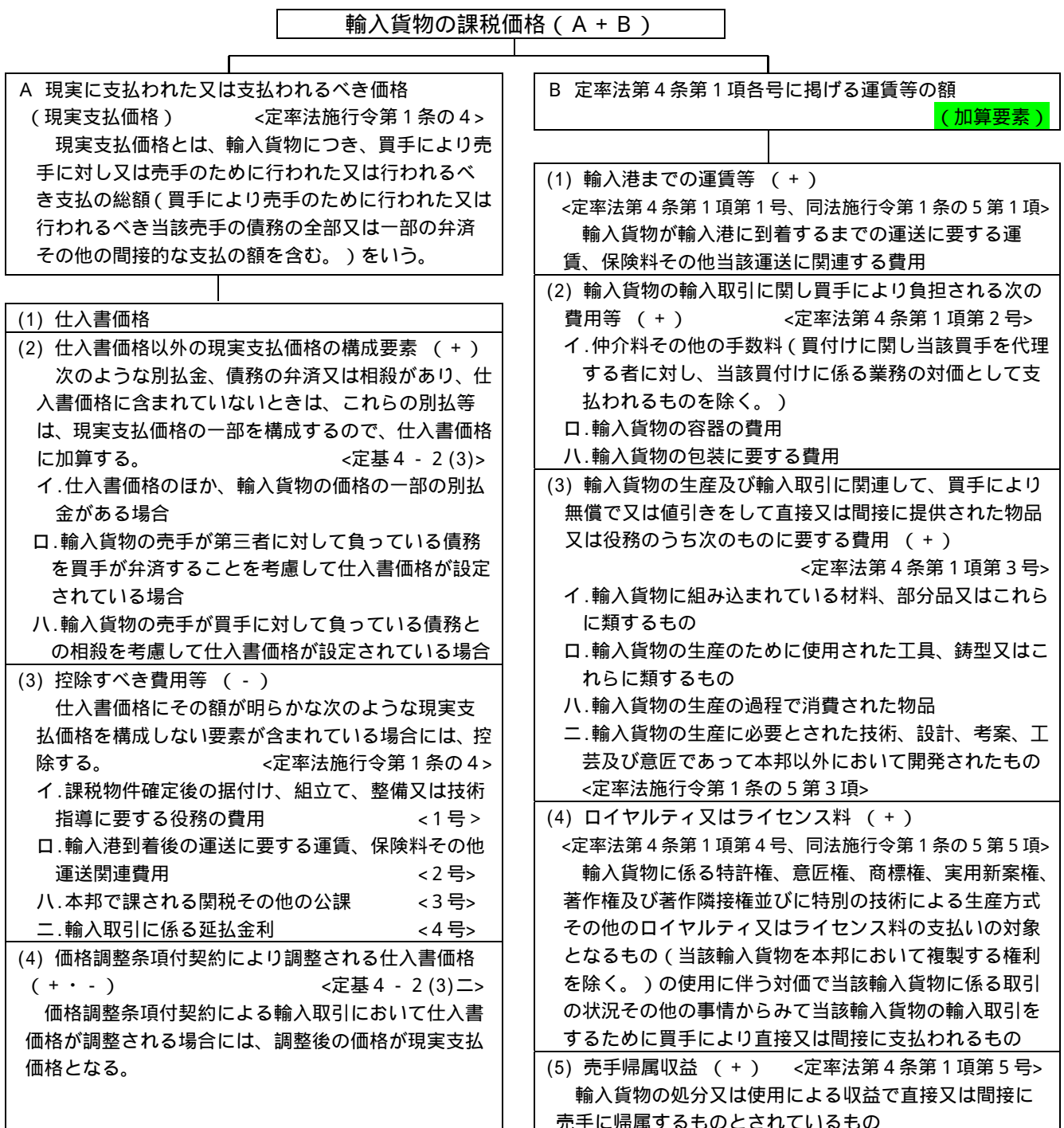
(注) 変質又は損傷に係る輸入貨物、航空運送等に係る特例が適用される輸入貨物については、定率法第4条の5又は第4条の6の規定により特別な方法で評価します。

# 原則的な課税価格の決定方法

## 1. 輸入貨物の課税価格

定率法第4条第1項において、原則的な課税価格の決定方法を規定しており、輸入貨物に係る輸入取引がされた時に買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（以下「現実支払価格」という。）に、その含まれていない限度において運賃等（以下「加算要素」という。）の額を加えた価格（以下「取引価格」という。）を課税価格とすることを規定しています。

下図は、原則的な課税価格の決定方法をまとめたものです。



〔2〕 輸入取引 [ 関税定率法基本通達 ( 以下「定基」という。 ) 4 - 1 ]

「輸入取引」とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいいます。

したがって、現実に貨物が本邦に到着することとなった取引が売買以外のものである場合には、当該貨物は輸入取引によらない輸入貨物に該当し、定率法第4条の2以下の規定により課税価格を計算することとなります。

なお、本邦の保税地域内において外国貨物が転売されて輸入される場合には、当該転売は輸入取引に該当せず、現実に当該貨物を本邦へ到着させた売買が輸入取引となります。

〔3〕 買手と売手 [ 定基 4 - 2 ]

輸入取引における「買手と売手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者をいいます。

具体的には、買手と売手は自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等を取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担します。

一般的には、輸入者及び輸出者が「買手」及び「売手」となりますが、輸入者又は輸出者が輸入貨物の荷送人又は荷受人であり、当該貨物を実際に販売し又は購入する者が別途いるときは、当該販売し又は購入する者がそれぞれ「買手」又は「売手」に該当します。

2. 加算要素

「加算要素」とは、定率法第4条第1項第1号～第5号に限定列挙した運賃等をいい、これらの要素は、現実支払価格に含まれていない限度において、その額を加算することとなっています。この加算は、客観的な、かつ、数値化された資料に基づいてのみ行われます。

なお、当該運賃等を加算する場合において、このような資料がないときには、定率法第4条第1項の規定により課税価格を計算することはできませんので、定率法第4条の2以下の規定により課税価格を計算することとなります。

〔1〕 輸入港までの運賃等

[ 定率法第4条第1項第1号、定基 4 - 8 ]

輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料

その他当該運送に関連する費用

- ・ 輸出国における積込み前の一時的保管料
- ・ 輸出の際に税関手続等に要した費用
- ・ 輸出港における船積費用等

< 3 頁 B - (1) >

〔2〕 輸入貨物の輸入取引に関し、買手により負担された手数料又は容器等の費用

[ 定率法第4条第1項第2号、定基4 - 9 ~ 4 - 11 ]

仲介料その他の手数料（買付手数料を除く）

手数料が「仲介料その他の手数料（買付手数料を除く）」に該当するか否かの判断は、コンサルタント・フィ、情報提供手数料等の名称のみによるのではなく、当該手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとする。

輸入貨物の容器の費用（運搬するためのカートンボックス等）

輸入貨物の包装に要する費用（緩衝材、包装紙、保冷材等）

< 3頁B - (2) >

〔3〕 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に要する費用

[ 定率法第4条第1項第3号、定基4 - 12 ]

輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの

輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの（機械、金型等）

輸入貨物の生産の過程で消費された物品（燃料、触媒等）

輸入貨物の生産に必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって、本邦以外で開発されたもの

< 3頁B - (3) >

〔4〕 特許権等の使用に伴う対価「ロイヤルティ又はライセンス料」

[ 定率法第4条第1項第4号、定基4 - 13 ]

特許権、意匠権、商標権、著作権等

「輸入貨物に係るもの」であり、かつ「輸入取引の条件として」支払われるもの

（本邦において複製する権利を除く）

「輸入貨物に係るもの」とは、輸入貨物に商標が付されている等

「輸入取引の条件として」とは、そのロイヤルティ等の支払いなくして輸入貨物の購入ができない場合

< 3頁B - (4) >

〔5〕 売手帰属収益

[ 定率法第4条第1項第5号、定基4 - 14 ]

輸入貨物の再販売その他の処分又は使用により得られる売上代金、賃貸料、加工賃等

輸入貨物の利潤分配取引に基づき買手が売手に分配する利潤

（配当金の移転その他の支払であって輸入貨物と関係のないものは除く）

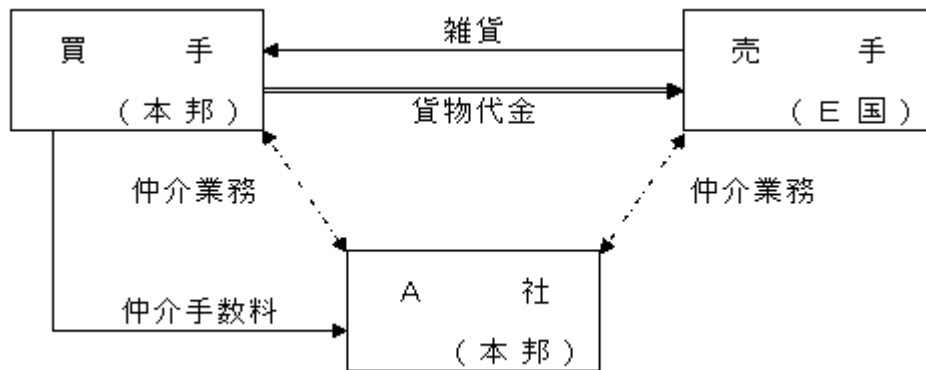
< 3頁B - (5) >

## 加算要素に係る取引事例

### 事例1：仲介業務を行う者に対して支払う手数料

買手は、売手から雑貨を輸入します。

買手は、この輸入取引に関連して、買手と売手との間にあって、買手と売手のために、受注、発注、交渉等、輸入取引の成立のための業務を行うA社に対して、その業務の対価として仕入書価格の5%の手数料を支払います。

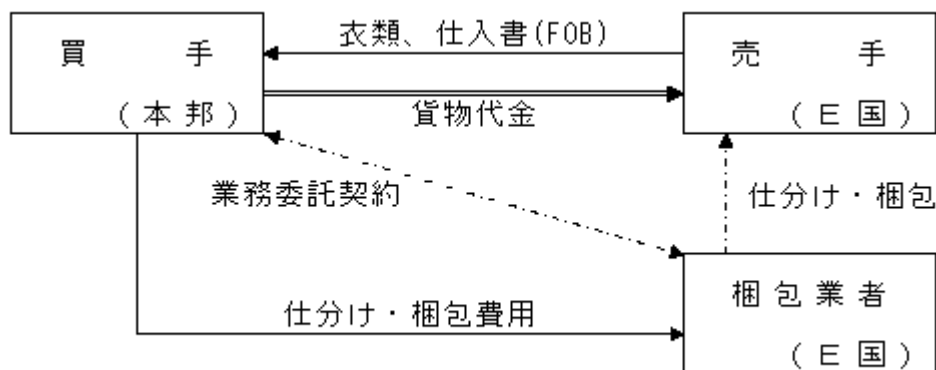


### 事例2：輸出国における輸入貨物の仕分け・梱包に要する費用

買手は、売手からFOB条件で衣類を輸入します。

買手と売手は、売買契約において、輸出国において輸入貨物を船積みするまでに、買手が輸入貨物の仕分け・梱包を行うことについて取り決めています。

買手は、その取決めに従い、輸出国に所在する梱包業者と業務委託契約を締結し、売手の工場内における輸入貨物の仕分け・梱包（国内販売先ごとの輸入貨物の仕分け・梱包）を梱包業者に委託し、その業務の対価（仕分け・梱包に要する費用）を支払います。



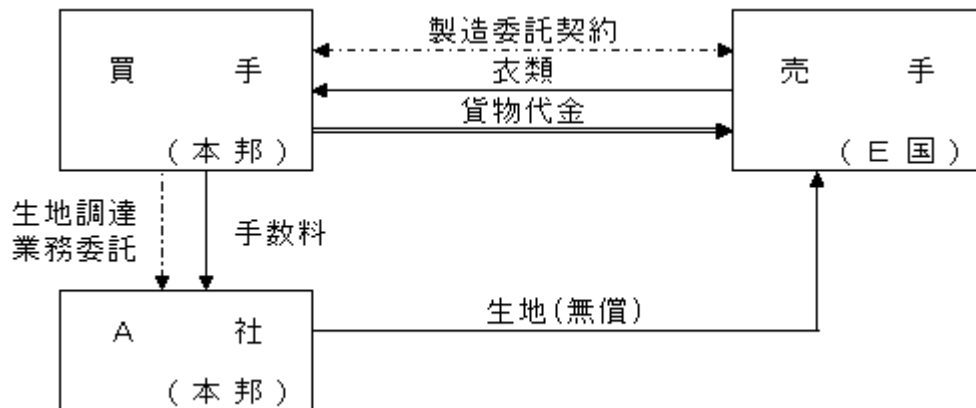


### 事例3：輸入貨物の原材料の調達に係る手数料

買手は、売手から衣類を輸入します。

買手は、売手との製造委託契約に基づき、輸入貨物の生産に使用する生地を売手に無償で提供することとしています。

買手は、生地を買付け及び売手への発送の業務を本邦所在のA社に委託し、その業務の対価として手数料をA社に支払っています。

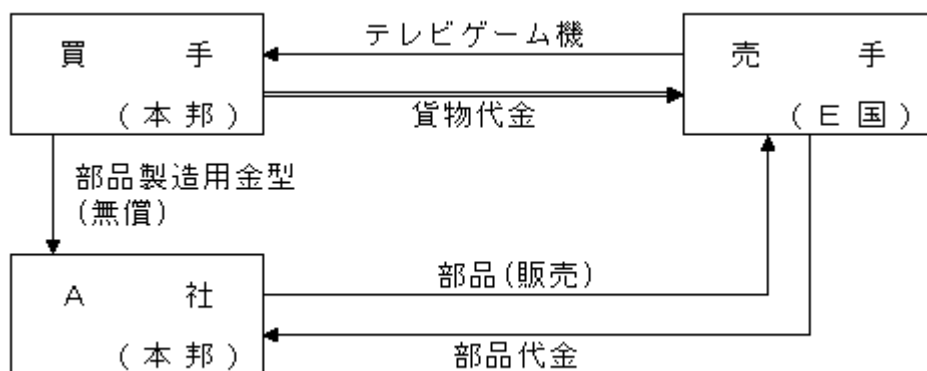


### 事例4：部品の製造に使用するため無償提供した金型の費用

買手は、売手からテレビゲーム機を輸入します。

買手は特殊関係にない本邦所在の部品メーカーA社に無償で金型を提供し、その金型を使用して製造された部品を、A社から直接売手に輸出し販売するよう売手及びA社に指示しています。

売手は、A社から購入した部品を使用して、輸入貨物を製造し、買手へ輸出をしています。

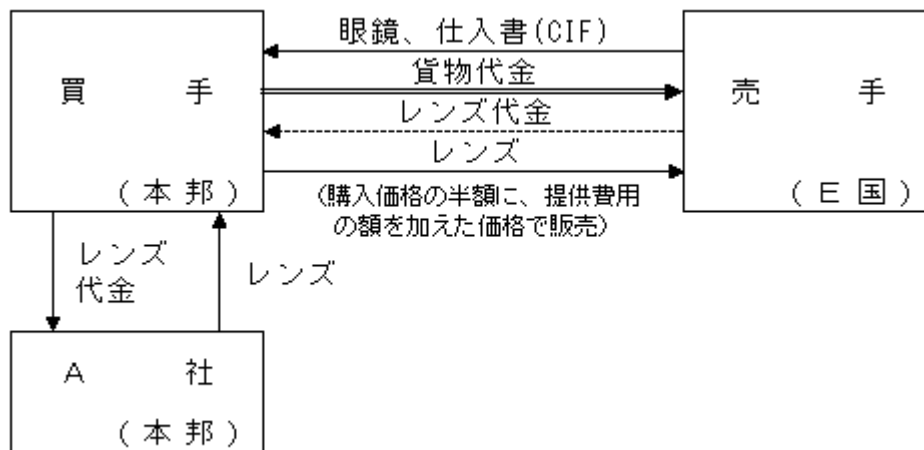


**事例5：買手が取得価格の半額で有償提供する部分品の費用**

買手は、売手からC I F条件で眼鏡を輸入します。

買手は、輸入貨物の製造に使用するレンズを買手と特殊関係のない本邦所在のメーカーA社から購入し、F O B条件で売手に販売していますが、その売買価格は、買手がA社から購入した価格の半分の額に、レンズを売手へ提供するための費用（運送費用等）の額を加えた価格としています。

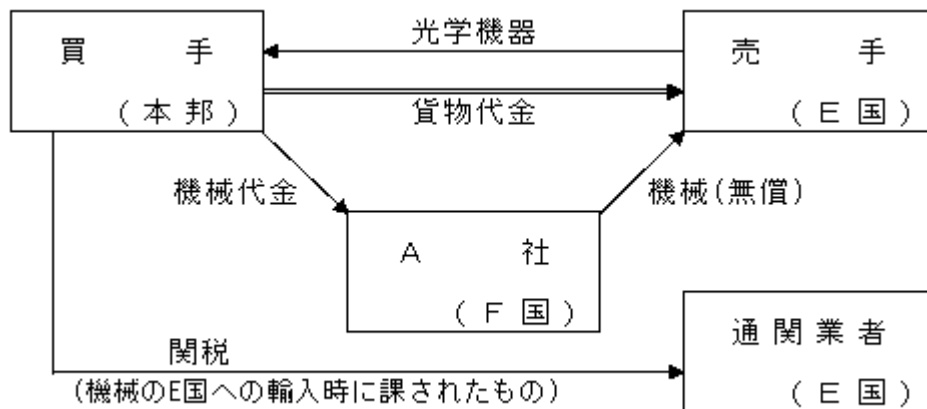
今般、このレンズを使用して生産された貨物を輸入しますが、買手は、売手からこのレンズの販売額の送金を受け、別途、売手から送付された輸入貨物の仕入書価格を支払います。



**事例6：輸入貨物の生産に使用する機械に輸出国で課された関税**

買手は、E国に所在する売手から光学機器を輸入します。

今般、買手が輸入貨物の生産に使用する機械をF国のA社から購入し、売手に無償で提供したところ、E国の通関業者からE国で課された関税額を請求され、その額を支払います。

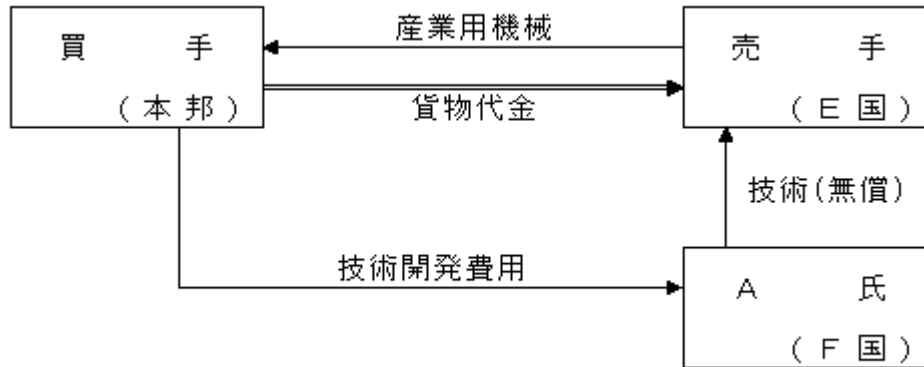


### 事例7：輸入貨物の製造に使用するため無償提供した技術の開発費用

買手は、売手から産業用機械を輸入します。

その輸入貨物は、買手の依頼に基づきA氏によりF国において開発された技術を売手が使用して製造するものです。

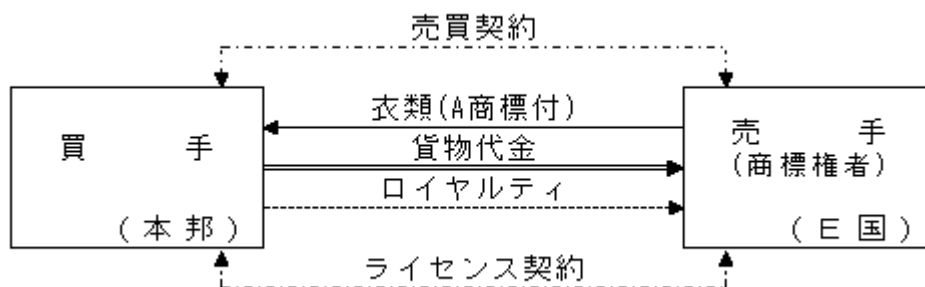
今般、買手は、その技術の開発に要した費用をA氏に支払います。



### 事例8：商標権者である売手に支払うロイヤルティ

買手は、売手からA商標が付された衣類を輸入します。

買手は、商標権者である売手と輸入貨物の売買契約のほか、ライセンス契約を締結し、輸入貨物の代金とは別に、輸入貨物に付されているA商標の使用の対価として、ロイヤルティを売手に支払います。また、このライセンス契約を締結することにより、買手は、売手からA商標を付した衣類を輸入することができます。



### [注記]

これらの事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて、輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には文書による事前教示をご利用ください。)

## [参考資料]

税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>)

税関  
Japan Customs

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

Securing Japan's Border  
税関は、この国を水際で守っています。

ホーム 海外旅行の手続き **輸出入の手続き** 水際での取扱い 貿易統計 カスタムズアンサー

税関からの重要なお知らせ  
東日本大震災に伴う税関関連情報

トピックス  
財務省ホームページが一時利用停止します(12/8)

全国の税関  
横浜 神戸 門司 長崎 沖縄

1. 品目分類及び税率  
▶ 輸出統計品目表  
▶ 実行関税率表  
▶ 関税率表解説・分類例規  
▶ 輸入貨物の品目分類事例  
▶ 品目分類の事前教示  
▶ 事前教示回答(品目分類)

2. 関税評価(課税価格)  
▶ 課税価格の計算方法  
▶ 評価申告制度の概要  
▶ 関税評価の事前教示  
▶ **関税評価用語等解説**  
▶ 輸入貨物の関税評価事例  
▶ 外国為替相場(課税価格の換算)  
▶ 課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて

3. 原産地認定  
▶ 原産地規則について  
▶ 原産地認定の事前教示

4. 注意事項

5. 個人通関の取扱い

6. 参考情報  
▶ 関税のしくみ  
▶ 特殊関税制度  
▶ 特  
▶ 経  
▶ シ  
▶ 保  
▶ 免  
▶ 更  
▶ 通  
▶ 税  
▶ カ  
▶ 通  
▶ 問

7. 個人通関の取扱い  
▶ 関税評価用語等解説  
▶ 輸入貨物の関税評価事例 等

8. 輸出入手続関連リンク  
注意: 下記のリンクをクリックすると新規ウィンドウが開きます。  
▶ NACCS (輸出入・港湾関連情報処理センター(株)ホームページ)

▶ 特別関税  
▶ 審議会・研究会  
▶ 税関局・税関関連  
▶ WCO  
▶ 聖域協力(APEC)  
▶ 経済連携協定(FTA/EPA)  
▶ 税関相互支援協定(CMAA)

税関手続き  
▶ 手続案内[e-Gov(イーガブ)へ]  
▶ 税関様式及び記載要領

その他

## 輸入(納税)申告における留意事項(輸入者の方用)

1. 輸入取引の有無を確認  ある  ない
- (1) ある場合は、原則、定率法第4条を適用
- (2) ない場合は、定率法第4条の2以下を適用
2. 適正な課税価格での申告
- (1) 輸入取引の実態の基本的な把握(輸入者と通関業者との連携、確認)
- 貨物代金(インボイス金額)以外に支払いがあるか  ある  ない
- 貨物代金(インボイス金額)以外に開発費、ロイヤルティー、  
仲介手数料等の別払いがあるか  ある  ない
- 日本から材料、部品又は金型等の無償又は値引き提供があるか  ある  ない
- 定率法第4条第2項各号に規定する特別な事情等があるか  ある  ない
- (2) 輸入貨物の課税価格について、十分検討したか
- 経理部門、営業部門等との連携
- 税関(関税評価官部門等)への質問、相談
- (3) 輸入申告に対して、通関業者との連携は十分であるか
- 必要、的確な書類を送付しているか
- 特に、貨物代金(インボイス金額)以外に別払い等がある場合  ある
- 通関業者からの質問、相談に的確に回答しているか
- 輸入申告(許可)書を含む帳簿書類の的確な保存が行われているか
- (4) 税関からの質問を正確に理解し、回答(内容確認書等への適正な記載)しているか
- (5) 包括(個別)評価申告の活用
- (6) 事前教示(文書、口頭)制度の活用
3. 輸入申告が適正でなかった場合(輸入者が誤りに気付いた場合)
- (1) 修正申告(又は更正の請求)
- (2) 通関業者等へ相談

# 関税評価 についての

## 文書による事前教示

をご利用ください

### 1. 概要

関税評価に関する事前教示は、輸入者の皆様が納税申告を適切に行うことができるように、関税法第7条第3項に基づいて、輸入予定貨物に係る関税評価上の取扱い（法令の解釈・適用等）に関する照会に対して税関が回答を行うもので、当該照会及び回答は、原則として文書により行うこととしています。

### 2. 回答の効果

文書による照会に対する文書回答の内容は、有効期限（最長3年間）内に行われた当該文書照会・回答の対象取引に係る納税申告の審査上税関により尊重されることとなります（法令の改正等により取扱いが変わった場合を除きます）。また、照会者は、文書回答の内容と異なる見解を有するときは、意見の申出を行い、税関に対して再検討を要請することができます。

口頭による照会に対する口頭回答の内容は、納税申告の審査上尊重されるものではなく、また、意見の申出を行い、税関に対して再検討を要請することはできません。

### 3. 手続及び要件等

文書回答は、必要事項（取引の概要など）を記載した「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（税関様式C第1000号-6）」1通と審査に必要なその他の資料（売買契約書など）を、照会貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関に提出することにより求めることができます。

なお、次のような所定の要件を満たしていることが必要です。

- ・課税価格の計算の基礎となる事実についての法令の解釈等に関する照会であること
- ・具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会であること（仮定の事実関係に基づく照会でないこと）

税関は、照会書を受理してから、原則として90日以内の極力早期に文書回答を行うように努めることとしています。

### 4. 文書回答内容の公開

文書回答の内容は、照会者以外の輸入者にとっても適正な納税申告を行ううえで参考となるものであることから、税関ホームページにて原則として公開されます。

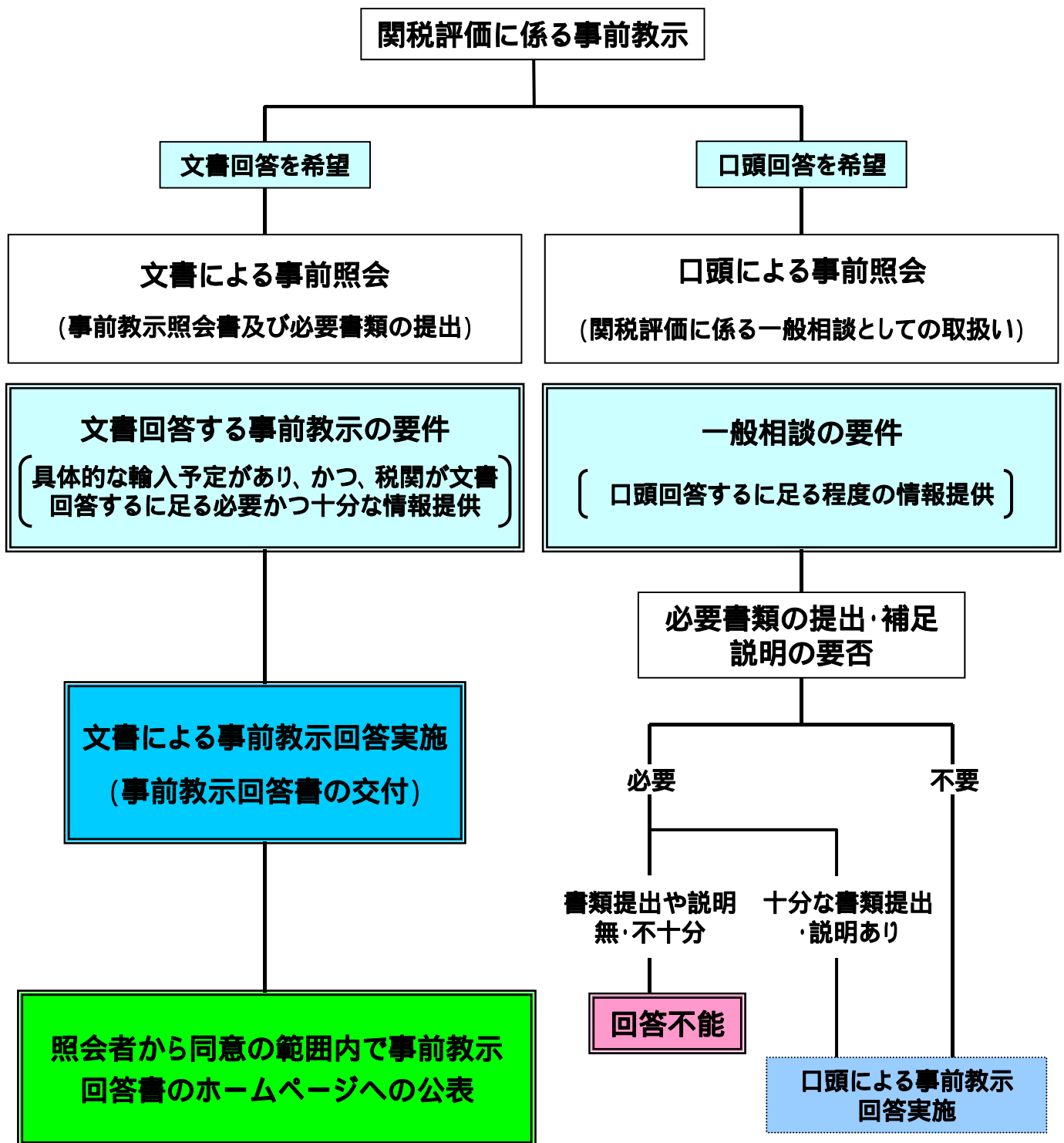
なお、公開により照会者が不利益を被るおそれがある場合で、照会者から非公開期間（180日を越えない期間）設定の要請があったものについては、当該非公開期間後に公開されます。

ただし、非公開期間経過後も、公にすることにより照会者の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのある情報等、情報公開法に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分は公開されません。（照会者名は原則非公開）

（お問い合わせ先） 東京税関 業務部 首席関税評価官部門

（電話 03-3599-6411）

# 関税評価に係る事前教示のフロー図



(注) 関税評価に係る事前教示制度は、課税標準の基礎となる事実についての法令の解釈等を回答するものであり、照会内容が法令の規定に抵触するおそれのあるものや関税・消費税の軽減を主要な目的とするものについて回答することを前提としたものではありません。

輸入貨物の評価(個別・包括)申告書

× 新規申告

変更届

|  |   |       |                  |   |
|--|---|-------|------------------|---|
| あて先<br><b>東京税関長</b> 殿  | 評価申告年月日   | 変更年月日 | 包括申告受理番号又は輸入申告番号 | 輸入者符号<br><b>P00987650000</b>                                |
| <b>評価申告書の記載例</b>   |   |       |                  |   |
| 申告貨物の品名・税番・適用税率<br><b>PLASTIC TOYS<br/>N-342 PARAGON<br/>(95.03 WTO協定3.9%)</b> | 輸入者住所氏名印<br><b>東京都江東区青海2-7-11<br/>A商事(株)</b><br>(署名) <b>取締役社長 山田 太郎</b><br>担当部課 <b>海外企画課 TEL(03) 3599-0001</b><br>代理人住所氏名印<br>(署名)<br>担当部課 TEL( ) |       |                  | 包括申告の主要関係税関名<br><b>東京税関<br/>(本関、成航(出)、<br/>大井(出)、東航(出))</b> |
| 生産者名 <b>輸出者に同じ</b>   |   |       |                  |   |
| 事前教示回答書 登録番号   |   |       |                  |   |

上記の貨物に関し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第10号若しくは第11号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

A. この貨物の取引について

1. 輸入取引の当事者(輸入取引の売手及び買手については 内に×印を付し、特殊関係にある者については実線で結ぶこと。)

|        |                               |   |        |  |
|--------|-------------------------------|---|--------|--|
| × 輸入者  | 氏名<br><b>A SHOJI CO., LTD</b> | × | × 輸出者  | 氏名、国名<br><b>HAPPY TOY PRODUCTS INC<br/>(HONG KONG)</b> |
| 輸入の委託者 | 氏名                            |   | 輸出の委託者 | 氏名、国名  |

2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税込率法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事情が ある。 ×ない。
- (2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係(関税込率法第4条第2項第4号)が ある。 ×ない(この場合には、(3)の記載不要)。  
(特殊関係の内容)
- (3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて いる。 いない。

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書(運賃明細書 保険料明細書)に記載された額に次の調整を行って計算する。

| 調整項目   | イ 調整を要する額又は率      | ロ 調整項目の内訳その他の参考事項  |
|--|-------------------|--|
| (1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額   |                   |  |
| (2) 加算要素<br>(運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの)<br>輸入港までの運賃等<br>仲介料その他の手数料<br>容器・包装の費用<br>材料、部品等の費用<br>工具、鑄型等の費用<br>消費物品の費用<br>役務(技術、設計等)の費用<br>ロイヤルティ・ライセンス料<br>売手に帰属する収益 | ⑤ ¥154.21/PC      | ・金型無償提供(¥154.21/PC)<br>A商事(株)→HAPPY TOY PRODUCTS INC<br>輸入予定数量: 250,000個 |
| (3) 控除すべき費用等<br>(例えば、課税物件確定後の据付け、組立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、延払金利)   |                   |  |
| 合計   | ¥154.21/PC を加算する。 |  |

この包括申告書は 平成 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

- (注) 1. 印の箇所は記入しないで下さい。
- 2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。
- 3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。
- 4. この申告書の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。
- 5. 輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

| 受理 | 審査 | 税関記入欄 |
|----|----|-------|
|    |    |       |

(規格A4)



## 説 明 書

1. 当社は、香港の HAPPY TOY PRODUCTS INCと玩具の輸入取引をします。

(1) 品 名：N-342 PARAGON

(2) 輸入予定数量：250,000個

2. 加算要素に係る費用

金型の無償提供（納品書・請求書等を添付する。）

輸入貨物の製造にあたり、金型を国内調達し、無償提供しました。

① 金 型 代 金      ¥ 38,412,000

② 送 料 ・ 通 関 料 等      ¥      140,343

合 計      ¥ 38,552,343

3. 加算額

¥ 38,552,343 ÷ 250,000個 = ¥ 154.21/個

輸入貨物の評価(個別) 包括申告書 X 新規申告 変更届

Form with fields for 'あて先' (東京税関長), '評価申告年月日', '変更届年月日', '包括申告受理番号', '輸入者符号' (100123450000), '申告貨物の品名' (SEKAI 衣料品), '輸入者住所氏名印' (東京都江東区青海), '包括申告の主要関係税関名' (東京税関), '生産者名' (TOP BRAND CO., LTD), '代理人住所氏名印' (江東区有明1-1), '通関業社之印'.

上記の貨物に関し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第10号若しくは第11号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

A. この貨物の取引について

2. 輸入取引の当事者(輸入取引の売手及び買手については 内にX印を付し、特殊関係にある者については実線で結ぶこと。)

Diagram showing input and output parties. Input: X 輸入者 (B SHOJI CO., LTD), 輸入の委託者. Output: X 輸出者 (TOP BRAND CO., LTD (USA)), 輸出の委託者. Includes a box with an X for special relationship.

2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税率法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事情がある。 Xない。
(2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係(関税率法第4条第2項第4号)がある。 Xない(この場合には、(3)の記載不要)。
(3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて いる。 いない。

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書(X運賃明細書 X保険料明細書)に記載された額に次の調整を行って計算する。

Table with 3 columns: Adjustment Item, Amount/Rate, and Reference Item. Row 1: Actual price. Row 2: Freight and other charges (加算要素). Row 3: Excluded expenses (控除すべき費用等). Summary: FOB price + 10% adjustment.

この包括申告書は 平成 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。
なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

- (注) 1. 印の箇所は記入しないで下さい。
2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。
3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。
4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。
5. 輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

Table with 3 columns: 受理, 審査, 税関記入欄.

(規格A4)

# 輸入貨物の評価(個別・包括)申告書

× 新規申告 変更届

|  |         |        |                           |   |
|--|---------|--------|---------------------------|---|
| あて先<br>東京税関長   | 評価申告年月日 | 変更届年月日 | 包括申告受理番号又は輸入申告番号          | 輸入者符号<br>P00567890000                             |
| <div style="border: 2px solid yellow; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">一括加算を希望する場合の記載例</p> <p>仲介手数料(仕入書価格の2%)の支払い及び<br/>金型(40,500,000円(提供費用込))の無償提供がある場合</p> </div> |         |        | 6<br>三郎<br>L(03)3599-0003 | 包括申告の主要関係税関名<br>東京税関<br>(本関、成航(出)<br>大井(出)、東航(出)) |
| 生産   | TEL( )  |        |                           |   |
| 事前教示回答書 登録番号   |         |        |                           |   |

上記の貨物に関し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第10号若しくは第11号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

### A. この貨物の取引について

3. 輸入取引の当事者(輸入取引の売手及び買手については 内に×印を付し、特殊関係にある者については実線で結ぶこと。)

|        |                        |   |        |                                    |
|--------|------------------------|---|--------|------------------------------------|
| × 輸入者  | 氏名<br>F SHOJI CO., LTD | × | × 輸出者  | 氏名、国名<br>HAPPY CO., LTD<br>(KOREA) |
| 輸入の委託者 | 氏名                     |   | 輸出の委託者 | 氏名、国名                              |

### 2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税込率法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事情がある。 × ない。
- (2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係(関税込率法第4条第2項第4号)がある。 × ない(この場合には、(3)の記載不要)。  
特殊関係の内容
- (3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて いる。 いない。

### B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書(運賃明細書 保険料明細書)に記載された額に次の調整を行って計算する。

| 調整項目   | イ 調整を要する額又は率  | ロ 調整項目の内訳その他の参考事項   |
|--|---|---|
| (1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額   |   |   |
| (2) 加算要素<br>運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの<br>○ 輸入港までの運賃等<br>○ 仲介料その他の手数料<br>○ 容器・包装の費用<br>○ 材料、部品等の費用<br>○ 工具、鑄型等の費用<br>○ 消費物品の費用<br>○ 役務(技術、設計等)の費用<br>○ ロイヤルティ・ライセンス料<br>○ 売手に帰属する収益 | <p>(注1) 定率法第4条第1項第2号に該当する費用であり、個々の輸入貨物への按分が困難とは認められないことから、一括加算は認められないこととなる。</p> <p>②仕入書価格の2%</p> <p>⑤¥40,500,000-</p> | <p>仲介料<br/>支払者 F商事(株) → 受領者 X商事</p> <p>金型無償提供費用<br/>F商事 → HAPPY CO., LTD.<br/>{ 第1回(あるいは 月 日) 輸入申告時(INVOICE No. に一括加算(通関予定官署:東京税関本関)}</p> |
| (3) 控除すべき費用等<br>例えば、課税物件確定後の据付け、組立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、延払金利   |   | (注2) 輸入予定日・インボイス番号・通関予定官署は、判明している場合に記入する。なお、予定輸入申告日・通関官署等が変更となった場合は、変更後の輸入申告書をもって一括加算することになる。   |
| 合計   | ②仕入書価格の2%<br>⑤第1回目の貨物に一括加算 ¥40,500,000-   |   |

この包括申告書は、平成 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

- (注) 1. 印の箇所は記入しないで下さい。  
2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。  
3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。  
4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。  
5. 輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

| 受理 | 審査 | 税関記入欄 |
|----|----|-------|
|    |    |       |

(規格A4)

## 一括加算の取扱い [定基4-7(3)]

複数の輸入貨物に係る加算要素としての無償提供費用等が一括して支払われる場合には、原則として、個々の輸入貨物に関連する額をあん分して当該輸入貨物の課税価格に算入することとなります。

次に掲げる費用等の額の加算について、①輸入者から要請があり、かつ、②課税上その他特に支障がないと認められるときは、便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括して算入することができます。

- (1) 定率法4条第1項第3号に掲げる費用
- (2) 定率法4条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる費用等であって、③個々の輸入貨物へのあん分が困難と認められるもの

| 費用等の種類（定率法）  | 一括加算が認められるための要件   |
|--|---|
| 第4条第1項第1号 運送関連費用   | ① 輸入者から要請があること<br>② 課税上その他特に支障がないこと<br>③ 個々の輸入貨物へのあん分が困難であること |
| 第4条第1項第1号第2号イ 手数料<br>□ 容器費用<br>ハ 包装費用                    |   |
| 第4条第1項第3号イ 材料等の費用<br>□ 工具等の費用<br>ハ 消費材の費用<br>ニ 技術・設計等の費用 | ① 輸入者から要請があること<br>② 課税上その他特に支障がないこと                           |
| 第4条第1項第4号<br>ロイヤルティ・ライセンス料                               | ① 輸入者から要請があること<br>② 課税上その他特に支障がないこと<br>③ 個々の輸入貨物へのあん分が困難であること |
| 第4条第1項第5号<br>売手帰属収益                                      |   |